

第3章 事務運営

1 丹沢大山総合調査実行委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、丹沢大山総合調査実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、丹沢大山の自然環境問題を解決するため、丹沢大山総合調査（以下「総合調査」という。）を丹沢大山総合調査・調査計画書に基づき実施し、神奈川県知事に対し、丹沢大山保全施策の構築に向けた政策提言を行う。

(事業)

第3条 委員会は、第2条に掲げる目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 総合調査の実施事業
- (2) 総合調査に基づき、政策提言をするために必要な事業
- (3) 総合調査において県民と共働で調査を実施するために必要な事業
- (4) 総合調査における広報・普及啓発事業を実施するために必要な事業
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

(構成員)

第4条 委員会は、丹沢大山総合調査の趣旨に賛同するNPO、マスコミ、企業、団体、学識経験者及び行政機関等により構成する。

(組織)

第5条 委員会は、第3条の事業を実施するため、調査団を設置するものとする。

2 委員会は、第3条の事業を円滑に実施するために、調査企画部会及び広報県民参加部会を設置し、構成員には委員以外の者を加えることができる。

3 前項に掲げる部会は、必要に応じてワーキンググループをそれぞれの部会内に設置することができる。

(役員の種別及び選任)

第 6 条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 名
- (3) 監事 2 名
- (4) 横浜事務局長 1 名
- (5) 厚木事務局長 1 名
- (6) 委員

2 委員長、副委員長及び監事は委員の互選により、実行委員会において選任する。

3 横浜事務局長は、神奈川県環境農政部緑政課長をもって充てる。

4 厚木事務局長は、神奈川県自然環境保全センター所長をもって充てる。

(役員の職務)

第 7 条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

4 横浜事務局長は、広報県民参加部会の運営及び調査企画部会に係るものを除く会計の執行を行う。

5 厚木事務局長は、調査団及び調査企画部会の運営及び調査企画部会に係る会計を執行する。

(役員の任期)

第 8 条 第 6 条第 1 項に掲げる役員の任期は、委員会解散の時までとする。

(事務局)

第 9 条 委員会および第 5 条第 1 項及び第 2 項に定める調査団、調査企画部会、広報県民参加部会の事務局は次のとおり定める。

- (1) 委員会は、横浜事務局を横浜市中区日本大通 1 神奈川県環境農政部緑政課内に、厚木事務局を厚木市七沢 6 5 7 神奈川県自然環境保全センター内に置く。
- (2) 調査団事務局は、神奈川県自然環境保全センター内に置く。
- (3) 調査企画部会事務局は、神奈川県自然環境保全センター内に置く。
- (4) 広報県民参加部会事務局は、神奈川県環境農政部緑政課内に置く。

第 3 章 実行委員会

(構成員)

第 10 条 実行委員会は、第 4 条に掲げる構成員の委員をもって構成する。

(権能)

第11条 実行委員会は、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 調査団の編成に関すること
- (4) その他、委員会事業の運営に関する重要な事項

(招集)

第12条 実行委員会は、委員長が招集する。

(議長)

第13条 実行委員会の議長は委員長がこれにあたる。

(定足数)

第14条 実行委員会は、第10条に掲げる構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第15条 実行委員会の議事はこの規約に規定するもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(書面表決等)

第16条 やむを得ない理由により実行委員会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した構成員は、前2条及び次条の適用については実行委員会に出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 実行委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員総数及び出席者数 (書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(委員長の専決処分)

第18条 委員長は、実行委員会を開催するいとまがないときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会において報告しなければならない。

第4章 資金及び会計

(資金)

第19条 委員会の資金は、新・丹沢大山総合調査実行準備委員会からの引継金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の資金は、委員長を名義人とする銀行口座にて管理する。

(会計の原則)

第20条 この委員会の会計は、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

(1) 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。

(2) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業年度)

第21条 この委員会の事業年度は、次のとおりとする。

(1) 委員会設立から平成17年3月31日まで

(2) 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(3) 平成18年4月1日から委員会解散まで

2 委員会は、平成19年3月31日までに解散する。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年3月28日から施行する。

丹沢大山総合調査実行委員会名簿

区 分	所 属 等	氏 名	備 考
NPO 等	神奈川県自然保護協会 会長	新堀 豊彦	
	丹沢自然保護協会 会長	中村 道也	
	日本野鳥の会神奈川支部 副支部長	石井 隆	
	神奈川県山岳連盟 副理事長	宮田 明人	
	神奈川県勤労者山岳連盟 会長	渡辺 三男	
	みろく山の会 理事長	高橋 昌嗣	
	北丹沢山岳センター 理事長	杉本 憲昭	
	丹沢山小屋組合 組合長	村上 文男	
	丹沢大山ボランティアネットワーク 世話人会代表	池野 正	
マスコミ	神奈川新聞社 企画開発局長	石井 邦夫	
	(株)テレビ神奈川 営業部長	押川 渉	
	(株)アール・エフ・ラジオ日本 本社営業部長	内藤 博之	
	横浜エフエム放送(株) 編成制作部長	兒玉 智彦	
企 業	トヨタウエイズグループ 部長	中山 一彦	
	サントリー(株) 環境部長	水上 喜久	
	東京電力(株)神奈川支店 環境担当	乙竹 文二	
	(株)有隣堂 環境対策室長	北見 政春	
団体ほか	(財)神奈川県公園協会 理事長	樋貝 文雄	
	(財)かながわトラストみどり財団 事務局長	松本 和也	
	神奈川県農業協同組合連合会 常務理事	原田喜代治	
	(財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 常務理事	小宮 榮次	
	神奈川県森林組合連合会 代表理事専務	河口 浚	
	(社)神奈川森林づくり公社 専務理事	池部 允也	
	(社)神奈川県猟友会 会長	田澤 保男	

学識経験者等	県立生命の星・地球博物館館長	青木 淳一	
	日本大学教授	木平 勇吉	
	日本獣医畜産大学助教授	羽山 伸一	
	県立生命の星・地球博物館 主任学芸員	勝山 輝男	
	東京大学教授	鈴木 雅一	
	日本大学教授	糸長 浩司	
	東京情報大学教授	原 慶太郎	
行政関係	秦野市環境農政部長	高橋 生志雄	
	厚木市都市部長	加藤 恒雄	
	伊勢原市生活経済部環境保全課長	橋本 繁	
	松田町産業建設部長	村井 満	
	山北町産業建設部長	小栗 直治	
	愛川町環境経済部環境課長	細野 洋一	
	清川村建設経済部長	齊藤 満雄	
	津久井町環境都市部環境課長	曾根 正昭	
	神奈川県環境農政部長	一杉 雄二	
	神奈川県環境農政部 林務課長	蓮場 良之	
	同 水源の森林推進課長	外丸 勝美	
	同 環境科学センター所長	吉見 洋	
	神奈川県商工労働部 商業観光流通課長	榎本 武美	
	県立生命の星・地球博物館 学芸部長	高桑 正敏	

オブザーバー	環境省南関東地区自然保護事務所公園保護科長	三島 光博	
	環境省生物多様性センター専門調査官	谷川 潔	
	関東森林管理局東京神奈川森林管理署 署長	尾頭 誠	

横浜事務局長	神奈川県環境農政部 緑政課長	水田 秀子	
厚木事務局長	神奈川県自然環境保全センター 所長	石田 哲夫	

2 丹沢大山総合調査実行委員会調査企画部会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、丹沢大山総合調査実行委員会規約（以下「規約」という。）第5条第2項の規定に基づき、丹沢大山総合調査実行委員会調査企画部会（以下「部会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

2 部会は、丹沢大山総合調査（以下「総合調査」という。）の企画調整、調査結果の総合解析及びこれらを踏まえた政策検討、政策提言案の作成を行う。

(組織)

第2条 部会は、政策検討を行うためワーキンググループを置く。

(構成員)

第3条 部会は、別表1に掲げる者をもって構成する。ただし、アドバイザーについては、部会が必要と認めた場合に置くことができる。

2 部会に部会長及び副部会長を置く。

(職務)

第4条 部会長は、調査企画事業を統括する。

2 部会長は、総合調査に関し必要な助言を丹沢大山総合調査団に行うことができる。

3 部会長は、政策提言案を委員会に報告する。

(事務局の事務)

第5条 規約第9条第3号に基づく調査企画部会事務局（以下「事務局」という。）は、部会の連絡調整、会議の設営、運営に要する経費の執行、記録の整理、政策提言案のとりまとめ補助その他部会の運営に必要な事務を行う。

(会議)

第6条 部会長は、第1条第2項に掲げる目的を達成するため第3条に規定する部会員（以下「部会員」という。）に対して会議を招集する。

2 部会長は、部会員以外の者を会議に参加させることができる。

(議決)

第7条 会議における議決は、部会員の承認をもって行う。

2 部会長は、会議を開催するいとまがないときは、議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

3 部会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次回の会議で報告する。ただし、次回の会議が開催されないときは、部会長は、これを部会員に通知する。

(運営経費)

第 8 条 部会の運営に要する経費は、規約第 19 条第 1 項に規定する委員会の予算として計上された資金をもって充て、経費の使用方法についても委員会予算の執行方法に準ずるものとする。

2 前項の資金は、事務局が管理する。

(活動年度)

第 9 条 部会は、平成 19 年 3 月 31 日に解散するものとする。ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に委員会が解散する場合は、部会は直ちに解散する。

(委任)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、部会の活動に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 16 年 3 月 28 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

	所属等	氏名	備考
部 会 員	日本大学教授	木平 勇吉	部会長
	日本獣医畜産大学助教授	羽山 伸一	副部会長
	神奈川県立生命の星・地球博物館館長	青木 淳一	
	日本大学教授	糸長 浩司	
	神奈川県立生命の星・地球博物館主任学芸員	勝山 輝男	
	神奈川県指導林家	川又 正人	
	東京大学教授	鈴木 雅一	
	丹沢自然保護協会会長	中村 道也	
	東京情報大学教授	原 慶太郎	

3 丹沢大山総合調査実行委員会広報県民参加部会運営要領

(目的)

- 第1条 この要領は、丹沢大山総合調査実行委員会規約（以下「規約」という。）第5条第2項の規定に基づき、丹沢大山総合調査実行委員会広報県民参加部会（以下「部会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。
- 2 部会は、丹沢大山総合調査（以下「総合調査」という。）の広報普及・県民参加事業・実施主体等の選定、及びコーディネートすることを目的とする。

(組織)

- 第2条 部会の会長（以下「部会長」という。）は、前条の目的のため、各種のチームを設置することができるものとする。
- 2 部会長は、前項の各種のチームを設置したときは、各種のチームの名称及びその構成員を別表1に掲げるものとする。

(構成員)

- 第3条 部会は、別表1に掲げる者をもって構成する。
- 2 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は必要に応じて構成員の変更を行うことが出来る。変更を行った際はすみやかに他の構成員に通知する。

(職務)

- 第4条 部会長は、広報普及・県民参加事業を統括するものとする。
- 2 部会長は、各種のチームリーダーを選任するものとする。
- 3 事務局は、部会長が第2条第2項の各種のチームを設置したとき、および第3条3項の構成員の変更を行ったときは、別表1の改正した内容を、各種のチームが設置された後に開催される丹沢大山総合調査実行委員会総会（以下「委員会」という。）へ報告するものとする。

(事務局の事務)

- 第5条 規約第9条第4号に基づく広報県民参加部会事務局（以下「事務局」という。）は、部会・事業主体との連絡調整、会議等の設営、運営に要する経費の執行、記録の整理、事業計画書のとりまとめその他各種のチームの運営に必要な事務を行う。

(会議)

- 第6条 部会長は、第1条第2項に掲げる目的を達成するために第3条に規定する構成員（以下「構成員」という。）に対して会議等を招集する。
- 2 部会長は必要に応じて第2条に定める各チームの構成員に対して会議等を招集することが出来る。
- 3 部会長は、構成員以外の者を会議等に招集することができる。

(議決)

- 第7条 会議等における議決は、構成員の承認をもって行う。
- 2 部会長は、検討会議を開催するいとまがないときは、議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

- 3 部会長は、前項により専決処分をしたときは、これを次回の会議等で報告することとする。ただし、次回の会議が開催されないときは、部会長は、これを構成員に通知するものとする。

(事業)

- 第8条 部会長は、広報普及・県民参加に関する各種事業を構成員とともに検討し、実施事業・実施計画を定める。
- 2 実施事業・実施計画を定めたときは、定めた後に開催される委員会へ報告する。
 - 3 部会長は、実施事業ごとに実施チームや実施主体（以下「実施者」という。）を定め、事業のとりまとめ、事業の実施を依頼することが出来る。
 - 4 実施者は、事業項目別に目的、内容、スケジュール、体制及び経費等を取りまとめ、部会長に提出する。
 - 5 実施者は、事業の実施にあたり必要な経費等を部会長を通じて委員会から受けることが出来る。
 - 6 前項における経費を受けた場合は、事業の完了後または年度終了時のいずれか早いときにすみやかに経費等の使途について報告し、残分は部会長を通じて委員会に返金する。

(運営経費)

- 第9条 部会の運営に要する経費は、規約第19条第1項に規定する委員会の予算として計上された資金をもって充て、経費の使用方法についても実行委員会予算の執行方法に準じるものとする。
- 2 部会長は必要に応じて運営や事業実施に必要な経費を集めるため、一般県民等から募金を募ることが出来る。
 - 3 前項に基づき募金を実施する際は、募金の目的・使途をあらかじめ明確に定めて行うものとし、集まった募金を使用した際は、募金の収集額・使用額・使用方法等を明確に一般に公開する。
 - 4 第2項および3項による募金は目的とする事業を実施するための経費として部会長を通じ委員会予算に繰り入れるものとする。ただし、募金の目的とするところの事業を実施した上で残金が生じた場合は、実行委員会が実施する他の事業実施のために使用することが出来る。
 - 5 前4項における資金は、事務局が管理する。

(活動年度)

- 第10条 部会は、平成19年3月31日までに解散するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に委員会が解散する場合は、部会は直ちに解散する。

(委任)

- 第11条 この要領に定めることのほか、部会の活動に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年3月28日から施行する。

別表1（第3条、第4条関係）

部	部会長	神奈川県新聞社 企画開発局長	石井 邦夫	
	副部会長	丹沢大山ボランティアネットワーク	池野 正	
		みろく山の会	有川 百合子	
		環境省自然公園指導員	渡邊 恒美	
		神奈川県公園協会 自然公園課	横井 昭一	
		神奈川県公園協会 宮ヶ瀬ビジターセンター	長縄 今日子	
	会		神奈川県公園協会 秦野ビジターセンター	青木 雄司
			神奈川県 義務教育課	石井 晃
			神奈川県 自然環境保全センター	倉野 修
			神奈川県 緑政課	服部 俊明
			事務局	緑政課自然公園班
		各種のチーム	リーダー	

4 丹沢大山総合調査団運営要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、丹沢大山総合調査実行委員会規約（以下「規約」という。）第5条第1項の規定に基づき設置する丹沢大山総合調査団（以下「調査団」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 調査団は、総合調査その他目的を達成するために必要な事業を実施し、その結果を踏まえ丹沢大山総合調査報告書を作成する。

(調査分野)

第3条 調査団は、別表1に掲げる分野の調査を行う。

第2章 組織

(調査団の構成)

第4条 調査団は、調査団長、調査副団長、チームリーダー、チームサブリーダー、グループリーダー、グループサブリーダー、調査員により構成し、別表2のとおりとする。

- 2 前項の調査団の構成員は、必要に応じて追加または減じ若しくは変更することができる。
- 3 調査団及びチームにアドバイザーを置くことができる。
- 4 調査団の構成に変更があった場合は、実行委員会に報告する。

(調査団構成員の職務)

第5条 調査団長は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 調査団を代表し、総合調査を統括すること。
 - (2) 総合調査に係る重要事項の決定、進行管理の調整等を行うため、チームリーダー会議を招集し、これを運営すること。
 - (3) 総合調査の実施状況を実行委員会に報告すること。
 - (4) 総合調査報告書のとりまとめを行うこと。
 - (5) 委嘱状（第1号様式）によりアドバイザー、グループサブリーダー及び調査員を委嘱すること。
 - (6) 調査員としてふさわしくない行為をした者を解嘱すること。
 - (7) ボランティアを認定すること。
- 2 調査副団長は、調査団長を補佐し、調査団長に事故ある場合はその職務を代理する。
 - 3 チームリーダーは、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 調査実施計画書に基づき所掌する分野調査を実施及び統括すること。
 - (2) 分野調査の進行管理、課題等を検討、調整するため調査チーム会議を招集し、これを運営すること。
 - (3) 分野調査の結果取りまとめを行うこと。

- (4) 分野調査に係るアドバイザー、グループサブリーダー及び調査員を調査団長に推薦すること。
- (5) 別に定める様式によるチーム調査活動計画書及びチーム調査活動報告書を取りまとめ、調査団長に報告すること。
- 4 チームサブリーダーは、チームリーダーを補佐し、チームリーダーに事故ある場合はその職務を代理する。
- 5 グループリーダーは、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 項目調査の実施及び統括すること。
 - (2) 項目調査の結果取りまとめを行うこと。
 - (3) 別に定める様式によるグループ調査活動計画書及びグループ調査活動報告書を作成し、チームリーダーに報告すること。
- 6 グループサブリーダーは、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) グループリーダーを補佐し、グループリーダーに事故ある場合はその職務を代理すること。
 - (2) グループリーダーから指示された場合は、特定項目の調査の統括を行う。
- 7 調査員は、グループリーダー及びグループサブリーダーの指示のもとに調査を行う。
(事務局)

第6条 調査団の運営を掌理させるため事務局員を置く。

- 2 前項の事務局員は、厚木事務局長が神奈川県自然環境保全センター職員の中から指名する。

第3章 調査の実施

(調査団員の服務)

第7条 調査団員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査団員は、調査に従事するときは調査員証(第2号様式)を携帯し、関係機関等から調査員証等の提示を求められたときは提示しなければならない。
- (2) 調査団員は、現地調査等に従事するときは調査従事腕章を常に身に付けなければならない。なお、調査従事腕章は、現地等調査が終了しだい、原則として返還すること。

(諸手続)

第8条 グループリーダーは、現地等調査を実施するにあたり、許認可等の手続きが必要な場合は、その手続きを経なければ調査を実施してはならない。また、許認可等を得て調査を実施する場合は、その許認可等の条件を遵守しなければならない。

(安全対策)

第9条 グループリーダーは、現地等調査を実施するにあたり安全対策に十分配慮しなければならない。

(調査経費)

第10条 調査に係る経費は、神奈川県が計上する調査委託費を持って充てる。

2 調査団員に係る費用弁償は、神奈川県が調査受託者に支払う経費から執行する。

第4章 調査成果の取り扱い

(調査成果の活用)

第11条 総合調査の活動により得られた調査データ、解析データ、開発システム及びプログラム等(以下「調査成果」という。)は、調査団構成員が共有し、利用を図る。ただし、調査団発表前の調査成果は、調査団構成員以外に提供してはならない。

(調査成果の発表)

第12条 調査団構成員、実行委員会構成員等の調査関係者(以下「調査関係者」という。)が調査団発表前に調査成果を発表しようとするときは、事前にアブストラクトなどの概要を調査団に提出し、調査団長の承認を受ける。

2 印刷物として出版された調査成果の学術論文、報告書などは、別刷りコピー3部を神奈川県に送付する。

3 調査関係者が学会等で調査成果を発表する場合は、調査活動の成果であることを発表論文に明記し、調査研究に貢献のあった者、団体などは明示するよう努める。

(第三者による調査成果の利用)

第13条 調査団あるいは調査関係者の発表前に、調査関係者以外の者(以下「第三者」という。)が調査成果を利用することは認めない。

2 調査団あるいは調査関係者の発表後の第三者による調査成果の利用は、事前に神奈川県及び関係者へ報告するものとする。

3 第三者が論文や報告などで調査成果を利用する場合は、必ず本調査の成果を利用したこと、利用した成果などの提供者あるいは提供機関を明示する。

(著作権の帰属)

第14条 総合調査の成果物などの著作権は、他の著作物の著作権を侵害しない限りにおいて、調査関係者及び神奈川県に属するものとする。ただし、その取扱いは両者が協議する。

2 形の如何問わず調査成果の無断複製はできない。

3 成果物に関して調査関係者と第三者間で著作権侵害に関する問題が発生した場合及び調査関係者が、成果物または未発表資料を第三者に提供した結果、データ損失等の問題が発生した場合は当該調査関係者の責任において解決するものとする。

(工業所有権の所有)

第15条 調査関係者が総合調査の成果として工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、特許を受ける権利、実用新案権を受ける権利、意匠登録を受ける権利及び商標出願により生じた権利)を得たときは、神奈川県は、原則として当該工業所有権の一部を無償で承継し、調査関係者と共有できるものとする。なお、その場合の持分等は別途協議する。

(標本・サンプルの帰属)

第 16 条 総合調査の活動により得られた標本、サンプルは、原則、神奈川県に帰属する。ただし、その保管等については調査団関係者と協議する。

(個人情報の取り扱い)

第17条 研究成果に含まれる個人情報の取扱いは、神奈川県個人情報保護条例に準じる。

第 6 章 その他

(調査団の存続期間)

第18条 調査団は、平成19年3月31日までに実行委員会と併せ解散する。

(ボランティア参加)

第19条 実行委員会に丹沢大山総合調査参加申出書（第3号様式）により調査への参加を申し出た者で、調査団長が認めた者はボランティアとして調査に参加することができる。

2 ボランティアは、調査チームに協力して調査を行う。

3 ボランティアは、調査参加前に保険の加入手続きを行わなければならない。

4 ボランティアは、調査に参加するときは調査団が発行するボランティア参加証（第4号様式）を携帯し、関係機関等からその提示を求められたときは提示しなければならない。

5 ボランティア参加に係る費用は、原則的に、ボランティア参加者が負担する。

(委任)

第20条 この要領に定めるもののほか、調査団の活動に必要な事項は、調査団長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年3月28日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

分 野	基本調査項目	特定調査項目
生きものの再生	維管束植物 蘚苔類 地衣類 藻類 植生図 菌類 大型哺乳類 中小型哺乳類 鳥類 昆虫類 蜘蛛類 土壌動物 水生生物	希少種 外来種 シカ影響 ブナ衰退 森林・溪流環境
水と土再生	大気質 水循環 土砂流出	ブナ衰退 シカ影響 森林・溪流環境
地域再生	地域基本指標調査	ツーリズムと環境教育学習 山のなりわい再生複合戦略 暮らしの再生 (歴史・生活・文化の再生)
情報整備	自然環境情報ステーション 基本設計・整備 基盤情報整備 外部情報連携設計 丹沢大山保全対策事業データベース構築	県民向けサブシステム構築 環境情報解析手法検討

別表2（第4条関係）

<p>調査団</p> <p>団長 青木淳一</p> <p>副団長 鈴木雅一</p>	<p>生きもの再生調査チーム・・・(アドバイザー)</p> <p>リーダー 勝山輝男</p> <p>サブリーダー 羽澄俊裕</p> <p>グループリーダー 安藤 元一・池田博明・伊藤雅道・木下靖浩 勝呂尚之・高桑正敏・出川洋介・平岡正三郎・村上雄秀・山口喜盛・ 吉武佐紀子</p> <p>(グループサブリーダー)</p> <p>(調査員)</p> <p>(チーム事務局)</p>
	<p>水と土再生調査チーム・・・(アドバイザー)</p> <p>リーダー 鈴木雅一</p> <p>グループリーダー 石川芳治・河野吉久</p> <p>(グループサブリーダー)</p> <p>(調査員)</p> <p>(チーム事務局)</p>
	<p>地域再生調査チーム・・・(アドバイザー)</p> <p>リーダー 系長浩司</p> <p>サブリーダー 橋本忠美</p> <p>グループリーダー 富村周平</p> <p>(グループサブリーダー)</p> <p>(調査員)</p> <p>(チーム事務局)</p>
	<p>情報整備調査チーム・・・(アドバイザー)</p> <p>リーダー 原 慶太郎</p> <p>サブリーダー 小池文人・吉田剛司</p> <p>グループリーダー 雨宮 有・笹川裕史・槐 真史・山根正伸</p> <p>(グループサブリーダー)</p> <p>(調査員)</p> <p>(チーム事務局)</p>
<p>事務局（自然環境保全センター）</p>	

第1号様式（第5条関係）

委 嘱 状

様

平成16年 月 日から平成 年 月 日までの間に
ついて丹沢大山総合調査の調査員・アドバイザー・グループリーダーとして委嘱
します。

平成16年4月1日

丹沢大山総合調査団

団長

第2号様式（第7条関係）

No

調 査 員 証

氏 名

大正

生年月日 昭和 年 月 日生

平成

上記の者は、丹沢大山総合調査調査員であることを証明する。

平成16年4月1日

丹沢大山総合調査団 団長

第3号様式(第19条関係)

丹沢大山総合調査参加申出書

参加希望者名(団体名)	代表者名・参加者数(団体の場合)
参加を希望するチームあるいはグループ名	
参加を希望する活動内容(できるだけ具体的に)	
参加を希望する期間	
関係する活動実績	
当該調査に関する費用の見込み	
保険加入の有無	
その他	

連絡先 住所
氏名
電話(FAX)
eメール

第4号様式(第19条関係)

No

ボランティア参加証

氏名

大正

生年月日 昭和 年 月 日生

平成

上記の者は、丹沢大山総合調査にボランティアとして調査に参加していることを証明する。

(調査期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

平成 年 月 日

丹沢大山総合調査団 団長

5 丹沢大山総合調査実行委員会事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、丹沢大山総合調査実行委員会規約（以下「規約」という。）第20条及び第22条の規定に基づき、本会の会計事務及び調査団員の委嘱に関し必要な事項を定める。

(事務局の職務)

第2条 事務局長は、規約第11条の規定に基づく総会で承認された事業計画に基づき事業の事務を処理する。

(会計)

第3条 横浜事務局長は、収支決算報告書（第1号様式）を作成するものとする。

2 収支決算報告書は、事業年度のすべての収入及び支出の内容を記載する。

(会計の執行)

第4条 横浜事務局長は、規約第8条第4項に基づき、事業に必要な経費の支出を執行する。

2 横浜事務局長は、収入・支出に当たっては次の帳票類により取引を記入する。

(1) 出納簿（第2号様式）

(2) 執行伺票（第3号様式）

(3) 収入調定伺票（第4号様式）

3 支払金額が1件につき10万円以下は、前渡金で処理することができる。

4 前項の支払いが完了したときは、前渡金管理精算票（第5号様式）を作成して横浜事務局長へ報告するものとする。

5 支払金額が、1件につき1万円以下の経費は、事務局員が立て替えることができる。支払い完了後、職員は速やかに、領収書を添付した請求書により横浜事務局長に請求するものとする。

(調査団員の委嘱)

第5条 調査団長、調査副団長、チームリーダー、グループリーダー以外の調査団員の委嘱等は、調査団長に委任する。

2 調査団の構成員の委嘱に当たっては、委嘱状（第6号様式）を作成する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、本会の事務処理に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年3月28日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

収支決算報告書

収入総額	
支出総額	
収支残額(繰越金)	

1 収入の部

勘定科目		予算額 (A)	執行額 (B)	差引額 (C)	備考
大科目	中科目				
引継金	引継金収入				
協賛金 収入	協賛金収入				
雑収入	受取利息 雑収入				
合計額					

2 支出の部

勘定科目		予算額 (A)	執行額 (B)	差引額 (C)	備考
大科目	中科目				
事業費	企画調査事業費				
	広報・普及 啓発事業費				
事務費	事務費				
合計額					

出 納 簿

月	日	摘 要	受 入 額				支 出 額				残 額			
						円				円				円
.														
.														
.														
.														
.														
.														
.														

備考 1 月計及び累計を設けること。

執行伺票・支出命令票

起票年月日
年 月 日

年 度									年度
事 業 名									
件 名									
伺 額									円
予算残額									円
執行の方法									
相手方									
住 所									
氏 名									
金融機関									
口座名義人									
上記のとおり執行してよいですか。									
事務局長					事務局員				
収受年月日	記号番号	第	号	施行区分	発送	公印	公開・非公開の状況	起案者	
決裁年月日	清書	校正		郵便					
保存期間	5年			直渡し	年月日	年月日		(内線)	
支出命令額	控除額	支出区分	支払予定	支出命令印	事務局員印		主任印	執行済月日・印	
			年月日						
支出命令額	控除額	支出区分	支払予定	支出命令印	事務局員印		主任印	執行済月日・印	
			年月日						

支出命令額	円	支出命令印	事務局員印	主任印	執行済月日・印
控除額	円				
支出区分	支払予定 年 月 日				
支出命令額	円	支出命令印	事務局員印	主任印	執行済月日・印
控除額	円				
支出区分	支払予定 年 月 日				
支出命令額	円	支出命令印	事務局員印	主任印	執行済月日・印
控除額	円				
支出区分	支払予定 年 月 日				
支出命令額	円	支出命令印	事務局員印	主任印	執行済月日・印
控除額	円				
支出区分	支払予定 年 月 日				
支出命令額	円	支出命令印	事務局員印	主任印	執行済月日・印
控除額	円				
支出区分	支払予定 年 月 日				

摘要

収 入 調 定 伺 票

調 定 年 月 日			
科 目 名			
調 定 総 額	円	調 定 累 計 額	
納 入 年 月 日			
件 名			
上記のとおり調定してよいですか。 事務局長 事務局員			
調 定 番 号	納 入 者 住 所 ・ 氏 名		調 定 額
			円
			円
			円

委 嘱 状

様

丹沢大山総合調査団の 調査団長 として委嘱します。

(調査副団長)

(〇〇調査チームリーダー)

(〇〇調査チームグループリーダー)

平成 年 月 日

丹沢大山総合調査実行委員会

委 員 長